令和３年神奈川県議会本会議第２回定例会　産業労働常任委員会

令和３年５月31日

西村委員

ここまで二つの会派の委員が幅広く質問をしてこられました。私からは、その質疑を踏まえた上で、再確認したいことやお願いをしたいことといった視点からの質問、あるいは意見を申し上げていきたいと思います。

委員会資料の10ページ上段の参考２に、飲食店等に対する協力金(第11弾)について、という表があります。規模別の協力金ができてきて、こういった表になっているわけですが、その中の協力金の算定方法で気になるのが、前年、前々年の売上高に0.4を掛けたものとありますが、今年開店した店舗は対象になるのでしょうか。

事業者支援担当課長

開店１年未満の店舗については、委員御指摘のとおり前年、または前々年の売上高が把握できない部分がありますので、開店以来の売上高を基準しまして、売上高の単価を算出する特例を国では設けています。

具体的にその期間をどうするかについては、あまりに短いと、協力金の金額の規模、事業の規模を適切に測ることができないということもありますので、開店からどの程度の期間を売上高による算定にするかというところを、国に確認しながら最終的に詰めている最中でして、こういったことも決まりましたら、ホームページ等で掲載をしていきたいと考えています。

西村委員

この算定方式となったのは、令和３年４月20日の段階からですよね。違いますか。

事業者支援担当課長

令和３年４月20日の時点では、新規開店の特例があることは国から示されてはいたのですが、その後、４月23日の国の事務連絡にて具体的にＱ＆Ａで示されまして、その中で具体的な対象となる期間は都道府県が判断するものと示されました。その後に、どういった期間にするのが適切なのか国に相談しながら、また、都道府県だけで判断できない場合には外部の専門家の意見も踏まえながら検討したいと思っていまして、今後やり方を決定していく予定です。

エネルギー担当部長

補足ですが、大原則として新規開店は、協力金の対象として取り扱います。ただ、売上高には季節変動がありますので、前年、前々年の同月で比較することが妥当だという考え方になります。

しかし、新規開店の場合は、比較する同月の売上高が当然ないので、そこの部分については、国は一例として、開店から対象のところまで全部の日にちを見て、日割計算して１日の売上高を見るというやり方もありますと示しているのですが、具体的には都道府県で判断してくださいという、我々からすれば荒っぽい投げられ方をしているところがありまして、具体的にどういうふうに積算するのがいいのかについては、今、事業者支援担当課長からいろいろな事例を申し上げましたが、専門家の意見なども聞きながら、国とも相談しながら、

国のイメージしているものに寄り添った、適正な執行のルール化をしていきたいと考えているところです。
西村委員
　ただ、この締切りが令和３年６月末ですから、少なくともそれまでには一つ方向を示さないといけないと思います。
　それから、ホームページを拝見していると、新規店舗を開店された方も対象になりますが、今、想定している最中ですといった一文はどこにもないのです。これは、とても不安だと思います。まずは、少しお待ちください、皆さんも対象になりますということを丁寧にお伝えすると。もちろん、飲食店の皆様はつらい思いだと思うのですが、開店されるに当たって、緊急事態だのまん延防止だのと言われて、そのたびにタイミングを待って、ようやくお店を開いたという方、結構いらっしゃるのです。その中で、またこのときってなっているので、自分たちも忘れられていないのだということは、しっかりと県として伝えていただきたいと思います。
　それから次に、やはり下限３万円、先ほど産業労働局長も丁寧に答弁くださいましたが、これは大きな問題であろうかと思っています。そもそも売上高の４割をカバーしていますよという答弁なのですが、この売上高４割と言い出したのは、協力金のいつからですか。
事業者支援担当課長
　規模別協力金については、令和３年４月１日に国から新たな協力金制度の考え方が示されまして、その中で、国の考え方としましては、これまでの一律の協力金から規模別の協力金に変える中にあって、そのやり方として、売上高の固定費部分としての売上高の３割を支給し、その上で、まん延防止等重点措置区域については、それを上回る４割を支給するといった考え方の概要を示されました。その後に正式に要領という形で示されたのが、４月 23 日です。
西村委員
　つまり、事業者からしたら途中から出てきた論理なのです。その説明がきちんと伝わっていないのに、そうなのですよと言われても、納得いかないというのが正直なところだと思う。これは、県が悪いとかどうこう言っているのではないですよ。事業者の中に、ああ、私たちは売上高の４割をカバーしていただいているのだと、きちんと分かっている方ってそんなにはいらっしゃらないと思う。急に出てきた論理で、４割カバーしているのだから、文句言いなさんなというのは、なかなかに冷たい物の言いようだなというのを感じるところです。
　その上で、今日の答弁で、小規模店には過大だったという答弁がありました。また、令和３年５月 28 日金曜日の第 35 回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議でも、過分と思われる店舗があるので、１万円減になってもいいのだというような説明があった。これは、荒っぽい言い方だと思います。そう言うのであれば、その過分だと思われる店舗はどのぐらいあるのだとか、どういう想定でそうなるのかを伝えないと、本当に下限額の４万円でかつかつで厳しいと言っている人が、あの発言を聞いたら、一生懸命やっているのに自分のところは過分、あるいは過大にもらっていたのかと捉えられてしまいますよという気持ちの問題です。

当常任委員会で気持ちの問題っておかしいかもしれないが、皆様もお気付きだと思うが、事業者の方は、本当に気持ちが折れそうなところで頑張っていらっしゃるので、その気持ちを大事にしないと、物の言いようを大事にしないと、協力しているのにという遺恨が残ってしまうことを、すごく気にしています。ですから、過分、あるいは過大という表現ではなくて、より妥当なとか、整合性を持った形でとか、これぐらいの店舗の方々と比べると、少し不平等感があるのでとか、何かそこら辺り、もう少し考えてお伝えいただくようよろしくお願いします。

それから、固定費が大体３割ぐらいで、これが賄えればという国の方針なのですよと、固定費いろいろありますが、大きいところでは、家賃とか人件費なのですよね。であれば、それ以外の方法で、雇用調整助成金の御案内をするとか、あるいは、もう家賃給付は終了しましたが、例えば、賃料の減免時の税務上の損金として計上できるというのを、今度は貸ビルのオーナーなどに働きかけることなどは産業労働局ではなさらないのですか。その固定費をフォローするような政策の案内とか、それを推進するための動きというのは、何かあるのですか。

中小企業部長

委員御指摘のとおり、我々は様々な支援、国の事業などと一緒に併せて案内していくことは必要だと考えていますので、ぜひそういった取組もしっかり行いたいと考えています。

西村委員

今日は補正予算でありますので、要望ということでお伝えします。

それから、この表の中のその他の区域なのですが、ここには書いていないのですけれども、たしか新型コロナウイルス感染症対策本部会議のときには、酒類の販売本数及び時間の制限などについても考慮いただきたいという発言がありました。それから、ＦＡＱでもそういうことができていない場合でもお金は下りるのですかというようなやり取りがあったかと思うのですが、この販売本数とか時間の制限について、どのように考えていらっしゃるのですか。

事業者支援担当課長

委員おっしゃった酒類の本数を制限や、時間について工夫してくださいといった話は、今の行政上の整理はお願いとなっていまして、協力金の交付の要件とはしていません。

西村委員

交付の要件にしていないことは承知をしています。しかし、できればやってくれというのであれば、ガイドラインみたいなものを出したほうがいいのではないですか。お店が勝手にお酒何本ですよとか、何時間しかお客さんには対応できないと決めること、お客さんに対して発言することはハードルが高いと思うのですが、いかがでしょうか。

事業者支援担当課長

委員の今の御指摘については要請内容を所管している、くらし安全防災局に伝えていきたいと思います。

西村委員
　お店に関わる、営業に関わることですので、伝えるだけではなくて、大体こんな感じですよってことを言って差し上げないと、お客様がどのぐらいお酒をお召しになるのかとか、そういう平均値であるとか、どのぐらい滞在するのかというのは、産業労働局の方が把握はできると思いますので、よろしくお願いをします。
　それから、もう一つ、先ほどからなかなか執行されないと、その問合せでインターネットを活用する方もいらっしゃるでしょうが、私どもに相談に来る方は、ほとんど電話の方であります。この相談窓口の電話が、第３弾、第４弾、第５弾、それから第６弾以降って、みんな電話番号違うのですが、これはもう仕方ないのですか。
事業者支援担当課長
　これまで委託業者が第３弾、第４弾、第５弾についてはコールセンターを設置していました。委託事業者が違うと、電話番号が違うという部分がありましたので、その部分はやむを得ないと思っているのですが、その後にコールセンターを順次終了して、その後は県が引き受けて、引き続き実施することになる場合もあります。そのときは、県の番号を案内する関係もありますので、番号が違っている部分はありますが、そこは御理解いただければと考えております。
西村委員
　別の話ですが、ワクチンの接種の申込みで、電話番号が長いと結構間違いが多いとか､慌てて 0120 に置き直したという自治体もあるようです｡同じように、この 080 から始まる長い電話番号は、なかなか難しいところがあるかなと思いますので、検討していただければと思います。
　また、先ほど飲食店以外で酒類の提供停止に伴う影響を受けているであろう酒販とか酒造とか、あるいはまん延防止対策で旅行とか運輸とかにもサポートしていきたいという意見がありましたが、そこは、要望ですが、想像力を働かせて、経済ですから、幅広いところに影響出ていますので、漏れることがないように対応していただきたいと思います。
　さて、最後に先ほど先行会派からもいろいろな手立てをというのは、多分今日の読売新聞のことからおっしゃっているのではないのかなと思うのですが、神奈川県はまん延防止等重点措置が適用されており、飲食店に営業時間を短縮するよう求めている、同県は認証店をその対象から外す仕組みを、全国知事会を通じて国に要請していると回答した、とありますが、これは所管の常任委員会が別になることは承知の上で、ただ、認証店をその対象から外すと、経済活動の中でお酒の販売その他ができるとなると産業労働局も関わってくると思うのですが、こういうことが出ている一方で、新型コロナウイルス感染防止対策本部会議、それから今日の産業労働局長の答弁でも、変異株はマスクをしている者同士でも感染する可能性があるというような危険性の発言があったのです。これは県として矛盾していないですか。
　マスクしている人同士でうつる可能性があることは間違っていないと思います。対策本部会議でもエアロゾルの話が出ていました。片一方でそれを言っておいて、認証店でマスクしていたら営業時間の短縮とか、そういうのを外して

いくと言っているのって、何か整合性が取れない気がするのですが、県として方向性はどのように考えているのですか。
産業労働局長兼エネルギー担当局長
　基本的な対策については、マスクやアクリル板の遮蔽や換気や、あと手指消毒、この基本４項目、これを徹底していくことによって、感染が一定程度防げる。ただ、前回のコロナ対策本部の中でも議論が出ていましたが、直接の飛沫というのはなくて、マイクロ飛沫とかエアロゾルとか、そういったもので感染する可能性もあるかもしれないという知見が、今なされているようでして、そのときに、やはり肝要なのが二点、医療危機対策統括官がおっしゃっていたのですが、一点は、マスクしていても、遮蔽していても、長時間一緒にいないことというのと、あともう一つは換気が重要になるのだと。ですから、飲食店を利用するときでも、基本４項目がなされている上に、徹底的にマスクをするということと、長時間会食しないということと、しっかり換気すること、こういう対策を行えば、感染の防止効果が高いのだということのようです。
　しっかりそういう対策を取っているお店については、時短要請を解除することによって、経済も回っていくのではないかと思っておりまして、県はマスク飲食の推奨、また時短の解除を国で図っていただくということに、大きな期待をしているところです。
西村委員
　私も拝見しておりました。ＭＡＳＫのＫは距離だけでなくて換気なんだということ。これまでも行っていただいていますが、換気のための店舗への支援策というのも、またより一層力を入れていただきたいと思います。
　最後に、先ほど市川よし子委員からもありましたが、私にもいろいろな事業者の方から声が寄せられていて、お金出たが潰れたという声が、つらいけど出てきています。一刻も早く支給をしていただきたいということと、それから、事業者と県とのダブルチェックという問題でも、これも直接言われたのですが、事業者の最初の電話した人は、私はこれで大丈夫だと思うのですが、県がどういう判断を示すか分かりませんと言うのだそうです。その方のつらい思いも分かるし、直接やり取りをずっと行っている間に、何とか通してあげたいという思いになられる気持ちも分かる。私もできれば通して差し上げていただきたい。書き損じ、書きミスってあるのですが、悪意のないものをどうぞ忖度というか、酌み取っていただくというか、それぐらいのことをやっていただいても、空いている項目に埋めていきなさいよというクイズみたいな形で紙を貼るというのは、何かなって、いつも本当に一生懸命、少し早めにそういう対応を行ったとか、あるいはもう一言二言余計なことを書いたから駄目になったという事例をたくさん伺っているので、どうぞ、皆様は本当にかつかつのところでなさっているということを改めて申し上げます。

意見発表

西村委員

私は、公明党神奈川県議会議員団を代表して意見発表を行います。

本県は、本日で終了することになっていたまん延防止等重点措置が令和３年６月 20 日まで延長されたことを受け、６月１日より新たに平塚市、小田原市、秦野市の３市を措置区域に追加することを決定しました。既に適用されている 17 市町を含め、飲食店などには 20 時までの時短営業のほか、酒類の提供の終日停止、カラオケ設備の利用を終日停止するよう要請するなど、引き続き飲食店等の皆様には厳しい対応が求められています。

しかしながら、中小企業に対する協力金の算定方法については、これまで実施されていた１万円の特例的上乗せが終了し、下限額が１日当たり４万円から３万円に引き下げられます。このことについては、５月 28 日金曜日に開催された第 35 回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議において、一部の小規模な店舗には協力金が過大ではないかとの声があるとの発言があり、本日の当常任委員会でも当局から、小規模店舗には過大な協力金との表現がありました。過大であると判断をする基準として、売上高の４割をカバーする目的の協力金であるため､例えば､１日の売上げが 10 万円以下であるような店舗の場合、４万円の支給は過大という表現になるようです。しかしながら、売上高の４割という基準は、４月 23 日に初めて国から示されたもので、県民に広く周知されているとは言い難く、協力金減額の理由の一つとして、このような発言があること自体、御苦労されている事業者の皆様に不信感と嫌悪感を抱かせることになると考えます。

さて、６月末までには申請を始める予定の第９弾、第 10 弾は、前年あるいは前々年の売上高から算定をされます。前年の営業実績がない、本年開業した店舗も対象になるということですが、具体的な算定方式は現在検討中ということでした。申請が始まる６月末までに間に合わせることはもちろんのこと、ホームページ等に今年開業した店舗も対象になることを早急に公表し、対象事業者の方々に安心していただけるよう、対応を求めておきます。

そもそも協力金の目的は、固定費の負担を軽減することにあるとのことでしたが、人件費や家賃などの対応として、雇用調整助成金の活用を事業者に促したり、店舗の貸主に対し、コロナ禍において賃料減免をした場合、税務上の損金として計上できることを知らせるなど、様々な支援策の活用について働きかけることも重要と考えます。

また、今後は飲食店以外で、酒類の提供停止に伴い、損益が発生している酒類の販売、卸、酒造業等、また人流抑制の影響を受けている旅行業や運輸業も対象に支援策を講じていくということでしたが、休憩後の質疑では、支援の対象者は売上げの 50％を減じている事業者で、国の月次支援金に上乗せして支給する、あわせて、50％未満 30％以上の売上減の事業者には、県独自の補助を行うと答弁されました。月次支援金のスキームを活用するなら、業種や地域を問わず対象になることから、少なくとも本県の補助制度は、県内全域で活用できることになります。休憩前の質疑で対象業種の漏れがないよう幅広に考えてい

ただきたいと申し上げましたが、その懸念は解決したことになります。
　月次支援金の申請は６月中下旬にも始まります。県の支援策の申請や給付の時期及び方法等はどうなるのか、今後は早急にスキームを構築し、月次支援金は申請したが、県の支援金は知らなかったということがないよう、県民に周知を図られますよう要望します。
　次に、飲食業並びに関連業種の方々には、引き続き大変な御苦労をおかけすることとなりました。県には少しでも早い協力金の交付が求められています。どうぞ事業者の皆様に寄り添うような対応をお願いいたします。
　以上、意見、要望を申し述べ、本委員会に提案されました定県第 63 号議案令和３年度神川県一般会計補正予算(第５号)に賛成し、意見発表といたします。